

## 委任状提出についての注意事項

委任状は、下記の定款、細則により、総会に出席する正会員 A、B、協力会員の機関名あるいは、正会員個人名を記載ください。(会長、議長には委任できません。)

また、委任状は 1 票しか受けられませんので、委任を受ける会員が、他から委任されていないことを確認して委任してください。

### 記

#### 定款

(書面表決等)

第33条 やむを得ない理由のため総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した構成員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

#### 総会運営に関する細則

(委任状提出手続)

第11条 総会構成員は、定款第33条第1項の規定に基づき、次に定める手続にしたがって委任状を提出することができる。

2 表決権を委任する会員は、別紙様式2の委任状に署名、押印し、総会開催日の14日前までに、原本を中央事務局に提出しなければならない。

3 表決権の委任状を受ける場合、1を超えることはできない。

(表決権)

第12条 総会における表決権は、1総会構成員につき1票とする。ただし、委任状により表決権を委任されたときは、2票を行使することができる。

2 正会員A、Bの代表者が正会員個人である場合は、2票を行使することができる。

\*委任状は、ホームページにも掲載しています。